

令和3年1月13日

青森県教育委員会第864回定例会

期 日 令和3年1月13日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について ……………（非公開の会議）
- 報告第2号 県立高等学校における新型コロナウイルススクラムスターの発生について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 県重宝の指定及び県有形民俗文化財の指定解除について …………… 2

4 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第2回）概要について …………… 3
- 職員の懲戒処分の状況について …………… 7

5 閉 会

報告第2号

県立高等学校における新型コロナウイルスクラスターの発生について

1 当該校

県内の県立高等学校

2 感染者の発生状況（1月5日現在）

生徒及び教職員48名

上記のほか、他校の生徒を含めた関連の感染者11名

3 感染判明後の学校の対応状況

- (1) 感染判明後ただちに校舎内の消毒作業を実施するとともに、生徒及び保護者に対して情報提供。
- (2) 12月24日から1月12日まで冬季休業（12月26日から1月12日まで校舎内立入禁止）
- (3) 生徒に対して、次のとおり指示
 - ① 保健所の指示に従うこと。
 - ② 検査対象となった生徒は、検査結果が出るまでは不要不急の外出を避け、連絡が取れるよう自宅で待機すること。
 - ③ 検査対象となっていない生徒についても、今後対象となる場合も考えられることから、不要の外出等はしないこと。
 - ④ 本件に関する情報を他者へ提供しないこと。また、SNS等への書き込みや誹謗中傷、根拠のないうわさ話や憶測による話など一切行わないこと。

4 県教育委員会の対応

- (1) 各校において感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業期間終了後の対策に万全を期すよう12月28日付けで通知。
- (2) 本事案では、学級や部活動での感染が多い状況から、今後大学受験シーズンを迎えるに当たり、生徒、教職員への感染拡大を抑え込むことを目的に、1月17日までの2週間、原則として県立学校の部活動に係る対外試合、合宿等の活動を禁止することとし、1月4日付けで通知。
- (3) 県立学校において多数の感染者が出たことで不安を感じている生徒たちもいることから、生徒あての教育長メッセージを1月5日付けで送るなど、心のケアに努めている。
- (4) 本事案を基に県立学校における感染防止対策の取組状況等について検証を行い、教育活動実施上の留意事項として取りまとめて通知することとしている。

議案第 1 号

県重宝の指定及び県有形民俗文化財の指定解除について

青森県文化財保護条例（昭和50年12月青森県条例第46号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、次の表に掲げるものについて、県重宝に指定し、及び県有形民俗文化財の指定を解除する。

1 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝 (彫刻)	木造舞楽面及び龍頭 舞楽面 猿楽面 龍 頭	1 1 面 1 面 4 点	青森市本町二丁目 8 - 1 4	川村 研一
県重宝 (工芸品)	鱈口 正平廿一年三月三日銘	1 口	青森市本町二丁目 8 - 1 4	川村 研一

2 県有形民俗文化財の指定を解除するもの

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県有形民俗 文化財	南部地方の紡織用具 及び麻布	520 点	愛知県一宮市木曾川町 門間字西大坪 8	安間 信裕

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する 地区意見交換会（第2回）概要について

1 開催状況

地区	月日	会場
東青	12月17日(木)	ウェディングプラザ アラスカ
西北	12月1日(火)	プラザマリユウ五所川原
中南	12月7日(月)	弘前パークホテル
上北	12月15日(火)	ホテルグランヒルつたや
下北	12月18日(金)	むつグランドホテル
三八	12月17日(木)	八戸プラザホテル

2 主な意見（効果等に関するものは○、課題等に関するものは△で示す）

（1）地区ごとの学校規模・配置に関する具体的な意見等

① 東青地区
（意見1）全ての学校を配置する場合
○ これまでの学校数が維持されるため、進路選択への影響が比較的少ないと思う。
△ 重点校、拠点校の規模は維持すべきと考えるが、連携校の中で4学級減が必要となり、学校規模の標準となる1学年当たり4学級を維持できるかが課題である。
（意見2）東青地区の重点校を青森高校、青森東高校として配置する場合
○ ライバルと切磋琢磨する中で実力向上が図られる。
△ 重点校を2校設けた場合、重点校としての役割分担や連携に係る体制の構築が難しくなると考える。
（意見3）小規模校と他の高校を統合して新設校を配置する場合
○ 浪岡地区の生徒がJR奥羽本線を利用し駅から10分程度で通学できる交通アクセスの良さを考慮し、青森西高校と浪岡高校を統合してはどうか。
△ 新設校とはいっても、結果的に浪岡高校が統合により吸収されるという形に変わりはないと捉えており、統合案には賛同できない。青森市内の他の高校と統合した場合に、浪岡地区の生徒が新設校を志望するのか懸念があるため、様々な視点から検討が必要である。

② 西北地区
（意見1）全ての学校を配置する場合
○ 第1期実施計画期間には普通科の高校ばかりが統合となってしまったため、第2期実施計画では普通科の学級減を避けるべきであり、重点校である五所川原高校と来年度開校する五所川原工科高校においても学校規模を維持するべき。
○ 学校規模が4学級規模から3学級規模となると、従来どおりの教育活動の維持に支障が生じるため、現在4学級規模の木造高校と五所川原農林高校は学級減することはあってはならない。（意見等記入票）
○ 西北地区において最北端の小泊中学校から最南端の岩崎中学校までの距離は、約100キロに及び、その海岸線に高校が全くなくなるのは心苦しい。よって、地域校として1学級規模の鱒ヶ沢高校を存続させる案に大いに賛成である。

③ 中南地区
(意見 1) 全ての学校を配置する場合
○ 高校が充分機能するよう設定された学校規模の標準を踏まえ、各校の特色を生かし地域・学校等に偏ることなく、バランスを取って見直していくことが大事である。 (意見等記入票)
△ 中南地区の少子化や県外流出の状況から、弘前市内の高校が残る一方、弘前市外の高校は受検希望者が年々減少していくものと推測できる。(意見等記入票)
(意見 2) 中南地区の拠点校を弘前工業高校、柏木農業高校として配置する場合
○ 第 2 期実施計画において柏木農業高校を拠点校とし、学校規模を維持していかなければ、農業への就労を目指す子どもたちの数はますます減ることとなり、いずれ青森県の農業は衰退していくと思う。
△ 拠点校は一つの専門学科で 1 学年当たり 4 学級以上の規模を標準としている中、柏木農業高校において定員割れが続いていることや、GAP の取得等、五所川原農林高校との連携により効果が挙げられていることから、現在の体制を維持できれば良いのではないかと。(意見等記入票)
(意見 3) 第 2 期実施計画で弘前南高校を 3 年間校舎化した上で募集停止する場合
○ 指導力のある教職員を少数の高校に集中させることができ、大学進学等の生徒の目標に答えるための指導が可能となることや、弘前高校及び弘前中央高校の対立関係が生まれることによる中南地区全体の学力向上につながることを期待できる。
△ 中南地区の中学生の学力向上、学力維持の面から考えると、弘前南高校の募集停止には反対である。単位制やスーパーサイエンスハイスクール等の特色について、高校から周知するとともに、中学校側でも中学生の理解促進に努めることで、通学環境の悪さによる定員割れは減っていくのではないかと。
(意見 4) 第 2 期実施計画で学級減を行わない場合
○ 県から国へ要望を続けていけば、標準法による学級編制基準の見直しが行われるのではないかと。生徒数の減少や、子どもたちにとって安心・安全な対応ができるようにするため、学級数を維持して受け皿を確保する必要があると考える。状況を見ながら学級減を行うのがこれからの時代に合っているのではないかと。
△ 課題としては、学級減の先送りによる志望倍率の低下が考えられる。その結果、学習意欲や学力の低下等につながるようになる懸念がある。

④ 上北地区
(意見 1) 全ての学校を配置する場合
○ 上北地区には現在、農業・工業・商業高校があり、子どもたちの選択肢が確保されている。効果としては、通学時間が短く通学費の負担が少ないこと、地元の活性化に資することなどが挙げられる。
△ 小規模化した高校では、専門外の教員による教科指導や部活動など、教育環境が低下することが考えられるため、その充実に向け地域と協力して検討を進めてほしい。 (意見等記入票)
(意見 2) 普通科と専門学科を選択的に学べる総合的な高校を配置する場合
○ 教員数や部活動数も多くなるため、高校は非常に活力があふれ、様々な成果を挙げることができる。
△ 第 1 期実施計画において上北地区では大規模な統合をすところであり、大規模な新設校の配置については、中学生の入試環境等を考慮し、第 3 期実施計画以降の統合も視野に入れながら、慎重に検討していく必要があるのではないかと。
(その他)
○ 重点校を三本木高校と三沢高校の 2 校にすることも検討が必要ではないかと。(意見等記入票)

⑤ 下北地区
(意見1) 全ての学校を配置する場合
○ 田名部高校、大湊高校、むつ工業高校には、それぞれの役割があり非常に重要だと思う。下北地区は、バランスの取れた高校配置となっており、現状の配置を継続することが大事という思いがある。
△ 学級数、教員数の減少が開設教科・科目や学科・コースの減少につながる。また、令和14年度には小規模校が増える。(意見等記入票)
(意見2) 大湊高校とむつ工業高校を統合して新設校を配置する場合
○ 下北地区において、統合は避けて通れないと考える。統合により5学級規模となることで、教員数の確保、必要な教科・科目の維持、部活動の活性化が見込まれ、子どもたちのニーズに応えられる。(意見等記入票)
△ 大湊高校とむつ工業高校を統合することで相乗効果を得られるか疑問である。学校規模が大きくなっても、両校の良さが弱まる懸念がある。(意見等記入票)
(意見3) 第3期実施計画において、むつ市内の3校を統合して新設校を配置する場合
○ 大規模校となることで、各学科の生徒が切磋琢磨する気風が高まる。(意見等記入票)
△ 9学級規模の大規模校になるメリットよりも、下北地区全域からの通学の負担等のデメリットの方が大きいと考える。(意見等記入票)

⑥ 三八地区
(意見1) 全ての学校を配置する場合
○ 効果については、通学しやすいことや、教員が生徒一人一人に対し丁寧できめ細やかな指導ができることが挙げられる。
△ 教員数が減少するため履修できる教科・科目が限定されることや、生徒数も減少するため学校行事などの諸活動が制限されることが課題である。
(意見2) 三戸高校と名久井農業高校を統合して新設校を配置する場合
○ 新設校に教員が多く配置されることで専門的な学習が可能になることや、生徒数が増加することで学校行事などの諸活動や部活動等が活発になることが考えられる。また、生徒の多様な進路志望にもある程度対応できるものとする。
△ 2校を統合し既存校舎を活用して新設校を設置する場合、いずれにしても地元の高校への通学よりも距離が長くなり時間がかかることや、県立高校の空白地が更に大きくなることが考えられる。

(2) 全国からの生徒募集

① 導入の必要性等

意見	地区
・ 将来的な移住のチャンスも期待できるため、速やかに導入すべき。	東青
・ 効果もあると思うが、導入に当たって費用対効果の判断が必要ではないか。	東青
・ 本県生徒数の減少を考えると有効な取組である。(意見等記入票)	中南
・ 青森県には豊かな自然、食、観光地などがあるため、地域と連携し、移住ひいては人口増加に繋げていけるのではないか。	上北
・ 生徒数の減少は全国的なものであり、全国からの生徒募集も全国的に増加していくものとする。(意見等記入票)	下北
・ 他県からの生徒の入学により、本県生徒にとって良い刺激となるほか、例えばスポーツ分野での総合的なレベルアップや農・水産従事者の後継者育成・定住につながるなどの効果が考えられる。(意見等記入票)	三八

② 導入範囲・方法

意見	地区
・ 浪岡高校には、県外から部活動を目的として浪岡中学校へ入学した生徒が進学している現状があるため、部活動を特色として浪岡高校に導入できないか。	東青
・ 教育内容や施設面から考えて、農業体験やGAP認証取得の取組のほか、寄宿舎を有する五所川原農林高校であれば募集可能であると思う。	西北
・ 柏木農業高校を拠点校とした上で定時制課程を導入し、地域の理解・協力を得ながら全国から様々な事情を抱える生徒を募集し、グローバルGAPなど農業を通じた教育を行うことが考えられる。	中南
・ 弘前南高校は特色ある教育活動としてスーパーサイエンスハイスクールに指定されているため、全国からの生徒募集を導入すれば良いのではないか。	中南
・ 黒石高校情報デザイン科の特色を強く打ち出すことで県外からの志望者も見込めるのではないか。(意見等記入票)	中南
・ 特色ある教育活動を行っている高校(百石高校・名久井農業高校)や、青森県の強みである農業科・水産科を有する高校(五所川原農林高校・三本木農業高校・八戸水産高校)は効果が期待できると思う。(意見等記入票)	三八
・ 八戸西高校のスポーツ科学科ではスピードスケート選手の強化育成を、八戸東高校表現科ではオリンピック種目になっているダンス分野に特化した生徒の育成を、それぞれ特色として募集することが考えられる。	三八
・ 八戸工業高校や八戸商業高校においてアイスホッケー選手を募集することも考えられる。	三八
・ 単年度留学などの制度を導入してはどうか。	西北
・ 地元の子どもの学習機会が奪われることがないように県外生徒の定員の制限も考えていく必要がある。	西北
・ 農業やスポーツを特色とした導入が考えられるが、継続できるかが課題である。(意見等記入票)	中南
・ 全国から生徒を募集する際には、子どもたちを育てていくという観点からも生活環境の整備は必要であると思う。	中南 三八
・ 市町村による生活面の支援が一つの課題である。(意見等記入票)	上北

3 今後の予定

令和3年 2月	・ 第3回地区意見交換会
令和3年度	・ 第2期実施計画(案)公表 ・ パブリック・コメント及び地区懇談会実施 ・ 第2期実施計画決定

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和3年1月（12月1日～12月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 教諭（62歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
- ・ 令和2年9月4日（金）午後3時頃
 - ・ 上北郡七戸町内の町道
 - ・ 自動車を運転中、信号のない交差点を直進しようとした際、左側から走行してきた自動車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年12月2日
- ⑤その他 平成29年11月17日に人身事故を起こしていることから量定を加重

- 事案2 ①被処分者 三八地城市部以外の小学校 講師（30歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和2年6月10日（水）午前6時51分頃
 - ・ 八戸市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、左側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年12月21日

- 事案3 ①被 処 分 者 西北地城市部以外の小学校 栄養教諭（38歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和2年6月13日（土）午後3時38分頃
 - ・ 五所川原市内の国道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右側から同交差点に進入してきた自動車と衝突し、その衝撃により相手方の自動車が横転したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処 分 内 容 戒告
- ④処分年月日 令和2年12月22日

参 考 資 料

第 8 6 4 回定例会（令和 3 年 1 月）

- 報告第 2 号
県立高等学校における新型コロナウイルスクラスターの発生について P 1 ~ P 5
- 議案第 1 号
県重宝の指定及び県有形民俗文化財の指定解除について P 6 ~ P 15

各 県 立 学 校 長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長 和 嶋 延 寿
(公 印 省 略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

今般、県立高等学校において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生いたしました。感染者の発生を受け、当該校では、保健所が実施する積極的疫学調査に協力し、感染拡大防止に努めているところです。

当該校における感染状況、感染防止対策の取組状況等については調査中ですが、今後、各学校においてこのような事態が発生することのないよう、下記に掲げる新型コロナウイルス感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業終了後の対策に万全を期すようお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者に対して各校の具体的な感染症対策への取組内容について、文書により通知するなど、丁寧に説明を行い、児童生徒が安心して学校に登校できるよう、また、保護者が安心して児童生徒を学校に送り出せるように対応くださるようよろしくお願いいたします。

記

学校における新型コロナウイルス感染防止対策

(1) 集団感染リスクへの対応

① 「密閉」の回避（換気の徹底）

教室等は、常時換気が基本ですが、難しい場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にして換気を行う。体育館のような広く天井の高い部屋でも必ず換気を行う。

② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

机の間隔を広げたり、向かい合わせにならないようにする。特に、体育や保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気・身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。また、検討の際には、地域の感染状況も十分考慮すること。

③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること

マスクを着用していても、近距離での会話等は避ける。特に、合唱活動等に関係した集団感染が発生していることから、感染症対策の徹底を図る。

(2) 清掃による清潔空間の保持及び多くの児童生徒等が手を触れる箇所の消毒液使用による清掃

新型コロナウイルス感染症に効果のある家庭用洗剤等を活用し、通常のコソ掃により清潔空間を保つ。大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）については毎日消毒液等を使用して清掃する。

(3) 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

平常時と体調が異なる場合は、速やかに申し出させ、出席停止とする。

(4) 石けんによる手洗いやマスクの着用、咳エチケットの徹底

(5) 新型コロナウイルス感染症への誹謗中傷への対応

感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、日頃から十分な配慮・注意を行うこと。

【担当】

スポーツ健康課 体育・健康グループ

TEL 017-734-9907、017-734-9890（直通）

青教ス第 9 5 5 号
令和 3 年 1 月 4 日

各県立学校長 殿

県教育委員会教育長
(公印省略)

県立学校の部活動における対外試合等の取扱いについて (通知)

今般、県立高等学校において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことに
ついては、令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け青教ス第 9 5 0 号で通知したところですが、特に本
事案では、学級や部活動での感染が多く見られております。

県立学校における部活動実施上の留意事項については、令和 2 年 1 2 月 2 1 日付け青教
ス第 9 1 9 号で通知しておりますが、今後、大学入学試験等を控えていることを踏まえ、
これ以上の生徒、教職員への感染拡大を抑え込むことを目的に、県立学校の部活動に係る
対外試合等について下記のとおり取り扱うこととしました。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、学校内での練
習等の活動における感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いします。

また、本通知については、生徒及び保護者に対しても周知し、生徒の学校外の活動にお
いても感染防止に留意するよう指導願います。

なお、対外試合等の取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等
に応じて変更する必要があることを申し添えます。

記

1 対外試合等の禁止

令和 3 年 1 月 4 日 (月) から 1 月 1 7 日 (日) までの間、原則として他校との試合 (練
習試合を含む。) 及び合宿を禁止すること。

※ 期間内に開催される大会等については、延期等を含め、大会事務局に確認してくだ
さい。

2 その他 (練習等活動時の留意事項)

① 密集場面の回避

更衣室等、多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることか
ら、人数制限を設けるなど、密集しないようにするとともに更衣室の換気を徹底する。

② 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距
離をとり、大声を出さないこと。

【担当】○ 運動部活動に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○ 文化部活動に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

生徒の皆さんへ

このたび、学校で、生徒及び教職員への新型コロナウイルスの感染が判明しました。

これまで、県教育委員会では、学校に対して、教室等の換気、消毒、三密回避などさまざまな工夫をお願いするとともに、生徒の皆さんにも、マスクの着用、健康観察等に協力していただけてきましたが、感染の拡大を防止することができませんでした。

今回、結果的に多くの生徒に感染がありましたが、新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、また、発症前であっても他の人に感染させるという特徴があります。

このため、陽性と判定された人の多くは、無症状のため自分自身の感染に気付かなかったのではないのでしょうか。中には、自分自身が他の生徒に感染させてしまったのではないかと不安に思っている人がいるかもしれませんが、決して感染した人が悪いということではありませんので、自分を責めないでください。

また、陰性と判定された人も、外出自粛等に協力することとなり、つらい思いをしている人もいると思います。しかし、そのことについて誰かを責めるのではなく、思いやりの気持ちをもって乗り切ってほしいと思います。

県教育委員会としても、学校と連携し、生徒の皆さんをしっかりとサポートしていくこととしていますので、皆さんには、自分自身の療養、健康観察に努めてほしいと思います。そして、冬季休業の終了後には、再び元気な姿で登校してくれることを祈っています。

令和3年1月5日

青森県教育委員会教育長

和 嶋 延 寿

青 教 ス 号 外
令 和 3 年 1 月 6 日

各 県 立 学 校 長 殿

ス ポ ー ツ 健 康 課 長
(公 印 省 略)

県 立 学 校 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の 徹 底 に つ い て (通 知)

県教育委員会では、今般の県立高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生を受け、冬季休業終了後の対策に万全を期すため、県立学校の感染状況、感染防止対策の取組状況等について検証を行い、教育活動実施上の留意事項として取りまとめることとしております。

しかし、検証は一月中旬頃までかかる見込みです。このため、当面予定されている始業式等の実施に当たってこれ以上の児童生徒、教職員への感染拡大を抑え込むため、検証に基づく通知までの間の対応として、下記に掲げる事項について特に御留意くださるようお願いいたします。

記

- 1 無症状又は軽症の感染者が多いことから、保護者の協力の下、健康観察を徹底し、軽微（鼻水・咽頭痛・味がしにくい等）なものも含めて体調が平時と異なる場合には出席停止とすること。
- 2 教室等は、常時換気が基本だが、難しい場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にして換気を行うこと。体育館のような広く天井の高い部屋でも必ず換気を行うこと。
- 3 石けんによる手洗い又は手指の消毒をこまめに行うこと。
- 4 マスク着用時でも、身体的距離を確保するとともに、大声を出さないこと。
- 5 合唱については、十分な距離（マスクを着用している場合であっても前後左右ともできるだけ2m（最低1m））を確保して実施すること。
ただし、現在の感染状況に鑑み、始業式等の集会での合唱は自粛すること。
- 6 食事の際は、飛沫を飛ばさないように席を配置する、距離がとれない場合は会話を控える等の工夫をすること。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- 7 感染リスクが高い、活動の切替え場面（休み時間、体育や部活動前後の更衣時等）におけるマスクの着用、身体的距離の確保に十分留意すること。

担当	体育・健康グループ
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275

県重宝（彫刻）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（彫刻）
- 2 名称及び員数 もくぞうぶがくめんおよびりゅうとう
木造舞楽面及び龍頭

舞楽面 11 面、猿楽面 1 面、龍頭 4 点
- 3 所在地 青森市本町二丁目 8-14 青森県立郷土館
- 4 所有者 川村 研一 千葉県松戸市胡録台 248-1
- 5 構造及び技法 別紙のとおり
- 6 法 量 別紙のとおり

7 由緒及び沿革

本資料は、南部町斗賀神社内にある木箱に収められていたが、現在は青森県立郷土館に寄託され、保管されている。

舞楽面及び龍頭は、「斗賀の靈現堂」と呼ばれているお堂に関わる行事で使用されていたと考えられ、造形及び技法より舞楽面 1 号還城楽及び 4 号納曾利は、鎌倉時代末ないし南北朝時代（14 世紀）、その他の舞楽面 9 面は、南北朝時代（15 世紀から 16 世紀）の作と考えられる。猿楽面は 16 世紀の作である。

また、併せて舞楽を上演する際に舞台の四隅に立て、幡を吊るす龍頭が 4 個あり、当該舞楽面と併せて使用したのと考えられる。

なお、お堂は近代以前は「涼現山新禅寺」、「靈現山新源寺」と称し、「靈現観音」あるいは、「斗賀観音」などとも呼ばれていた。

8 舞楽面及び龍頭の特徴

鎌倉時代の作と推定される舞楽面 1 号還城楽及び 4 号納曾利は、はっきりとした面相、眉間や頬の筋肉を強調した表現等、奥行き感や立体感があり、全体のバランスが良い。

室町時代の作と推定される舞楽面 9 面は、前者と比べ表現がやや単調であるが、地方色の濃い作風となっている。

猿楽面は、舞楽面に倣って造られたと考えられ、大まかな造形でごく素朴な技法で

彫刻されている。

龍頭は、一材から掘出され、棒状の軸端に龍頭を表している。目から鼻先にかけて細かく造作している。

9 文化財の現況

舞楽面・龍頭いずれも虫害による損傷や、表面の漆箔がはがれ、彩色も経年的な退色が認められる。また、陵王面の吊顎^{つりあご}など滅失しているものもある。








10 指定事由









木造舞楽面及び龍頭は、ともに損傷や退色が著しいが、制作年代は舞楽面 1 号還城楽、舞楽面 4 号納曾利が鎌倉時代末ないし南北朝時代の 14 世紀、他は龍頭を含めて 15 世紀ないし 16 世紀の室町時代と推定され、当社において早くから神宝として守られてきたものと推測される。


また、舞楽を上演する舞台の四隅に立て幡を吊るした中世の龍頭が 4 点そろって残っているのは、全国でもほかに 1 例(京都府宮津市籠神社^{この})しかなく、史料等の裏付けはないものの、龍頭の存在から明らかに実際に使用されていたものと思われる。

現況では県内最多の点数で、青森県下では青森市大星神社^{おおほし}の 9 面、弘前市岩木山神社の 3 面、八戸市櫛引八幡宮^{くしひき}の 9 面の三社伝来舞楽面(いずれも県重宝)に次ぐ中世の面で、その作風も地方色はあるが一定の水準にあり、その重要性は極めて高く、指定に値する。

木造舞楽面及び龍頭 法量・構造・技法等

名称	法量(現状数値・cm)						構造・技法	制作年代	画像
	面長	全長	面幅	全幅	面奥	材厚			
1 舞楽面1号 還城楽		18.4	15.3		11.0	1.4	吊顎なし,表面漆箔, 裏黒漆塗	14世紀	
2 舞楽面2号 陵王		23.5	14.3		6.6		吊顎あり,木造漆箔, 裏黒漆塗	15世紀	
3 舞楽面3号 陵王		41.6	17.2	23.2	18.5		木造漆箔, 吊顎なし	15世紀	
4 舞楽面4号 納曾利	27.1			14.2	6.8		木造彩色, 裏面素地仕上げ	14世紀	
5 舞楽面5号 (断片)		27.0		10.8	計測不能		木造彩色 裏面素地仕上げ	15世紀	
6 舞楽面6号 散手	26.9		17.2	22.8	19.3		木造彩色、表面朱 漆塗、裏黒漆塗	15~16世紀	
7 舞楽面7号 抜頭	29.2		19.0		13.0		木造彩色、表面朱漆 塗、裏黒漆塗	15~16世紀	

	名称	法量(現状数値・cm)							構造・技法	制作年代	画像	
		面長	全長	面幅	全幅	面奥	材厚	龍頭長				軸幅
8	舞楽面8号 還城楽		20.5	19.4	25.8	21.2			木造彩色、表面朱漆 塗、裏黒漆塗	15～16世紀		
9	舞楽面9号 二の舞咲面		24.8	19.9					木造彩色、表面朱漆 塗、裏黒漆塗	15～16世紀		
10	舞楽面10号 二の舞腫面	28.9		18.9		16.4			木造彩色 表面朱漆塗 裏素地仕上げ	15～16世紀		
11	舞楽面11号 納曾利		18.4	16.5		10.1			木造彩色	15世紀		
12	龍頭1号		49.0					31.8	5.4	木造彩色	15～16世紀	
13	龍頭2号		44.0					20.2	5.2	木造彩色	15～16世紀	
14	龍頭3号		29.5					25.5	5.0	木造彩色	15～16世紀	
15	龍頭4号		27.0					32.3	4.9	木造彩色	15～16世紀	

	名称	法量(現状数值・cm)							構造・技法	制作年代	画像
		面長	全長	面幅	全幅	面奥	材厚	龍頭長			
16	猿楽面	16.3		12.4		5.9			木造彩色	16世紀	

別紙2 写真



舞楽面1号 還城楽



舞楽面3号 陵王



舞楽面4号 納曾利



龍頭1号



【参考】舞楽の舞台

県重宝（工芸品）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（工芸品）
- 2 名称及び員数 わにぐち しょうへい
鰐口 正平廿一年三月三日銘 一口
- 3 所在地 青森市本町二丁目 8-14 青森県立郷土館
- 4 所有者 川村 研一 千葉県松戸市胡録台 248-1
- 5 構造及び形式 青銅鑄造式。
鼓面はやや盛り上がり、周縁は二重陽鑄線^{ようちゆうせん}で縁取られる。
三重線の圏界線^{けんかいせん}により、外区・内区に区画され、内区と撞座区^{つきざ}は二重線で区画される。撞座は十六葉の蓮華紋^{れんげもん}を陽鑄する。
銘文は表に陽鑄される。裏に銘文はない。
外区 右：「正平廿一年三月三日」
外区 左：「大旦那大信朋尊^{ほうそん}」
- 6 法 量 直径 43.3cm、全幅 47.0cm、厚さ 14.0cm、重さ 約 20.0kg
内区 26.4cm、外区 39.8cm、撞座径 6.5cm、撞座区径14.3cm

7 由緒及び沿革

本資料は、南部町に所在する所有者の実家で代々保管されてきたが、現在は青森県立郷土館に寄託され、保管されている。

本資料は、近代以前は南部町の斗賀神社内の「涼現山新禅寺^{りょうげんざんしんぜんじ}」、「霊現山新源寺^{れいげんざんしんげんじ}」と称し、「霊現観音^{れいげんかんのん}」あるいは、「斗賀観音^{とがかのん}」などと呼ばれていたお堂で使用されていたものである。現在、お堂は「斗賀の霊現堂^{りょうげんどう}」の呼称が一般に用いられている。

正平 21 年(1366)の銘をもつことから、お堂の開創はそれ以前と考えられ、南朝年号であることから、南朝勢力によって開創され、南部家の庇護を受けていたと思われ、同じく南部町に所在する恵光院との関係が指摘されてきた。

8 鰐口の特徴

本資料は、直径 43.3cm と県内最大の大きさであり、銘文から県内最古である南北朝時代に造られたものである。

本資料が鑄造された 3 年前に天台寺(岩手県二戸市)でも鰐口が鑄造され、規模はひと

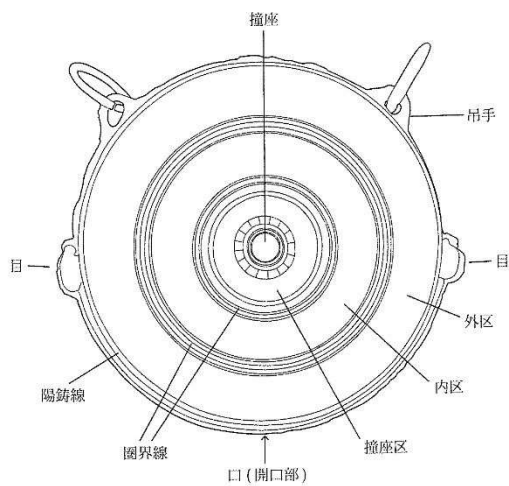
まわり大きいものの、鰐口の意匠は全く同じで、おそらく同じ鋳物師によって鋳造されたものと推察されている。

9 文化財の現況

左右の目の間に古い補修痕、左耳部1箇所と肩部2箇所に穴が有る。また、左目裏にひびが認められるが、全体に状態は良い。

10 指定事由

現存する鰐口としては、県内最古で最大の鰐口である。正平 21 年(1366)は南朝年号で、北朝の貞治 2 年にあたる。南朝年号をもつ遺物が少ない本県にとって貴重な資料であり、指定に値する。



鰐口 模式図

別紙 1 写真



写真 1 鱧口正面



写真 2 鱧口裏面

県有形民俗文化財の指定解除について

- 1 文化財の種別 県有形民俗文化財
- 2 名称及び員数 南部地方の紡織用具及び麻布 520点
- 3 指定年月日 昭和59年7月28日

4 由緒及び沿革

紡織用具の制作年代と沿革を詳らかにする根拠はないが、所有者が収集時の聞書を総合すると、イザリ機の時代の上限は江戸時代末期、下限は昭和初期に及ぶという。従って、用具の大半は、明治から大正年間に製作されたものであり、同じ家で代々の家族により使用されてきたものと思われる。麻糸・麻布の製作についても同様の事情であろう。

5 指定事由

戦後、農村の様式の変化に伴い、実用性を失った紡織用具は既に散逸し、現在はその実際を見ることすら困難である。本県は、かつて麻を主とする植物繊維から製糸し、イザリ機で麻布を織った本県南部地方の紡織用具につき、数量・内容共に優れた収集で、しかも良く整備され、過去の衣料生活の実態を知るために、極めて貴重な資料である。

6 所有者及び所在地

安間信裕 愛知県一宮市

7 解除事由

当該資料は、令和2年11月20日付けで県有形民俗文化財所在変更届が提出され、同月21日に県外に移出したことを確認したため、青森県文化財保護条例第31条第1項の規定により、県有形民俗文化財の指定を解除する。

